

「免震材料不正事案」に係る建築物に関する相談体制について

＜総合受付＞ 住まいのダイヤル（電話相談） 0570-016-100
 （公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター）

免震材料不正事案に係る建築物に関するあらゆる相談を受け付け
 （一級建築士の資格を持った相談員が対応）

住宅に関する相談（※）

住宅以外の建築物に関する相談

免震材料に関する
技術的な相談

法律相談に
関するもの

法律相談以外に
関するもの

支援センターが
相談者に紹介

支援センターが
相談者に紹介

専門家相談

弁護士・建築士による対面相談
 （各都道府県にある弁護士会で実施）

＜無料＞

ただし、評価住宅・保険付き住宅以外の住宅については、
2回目以降は有料。

弁護士会と 連携

東京三会等の
相談窓口

建築士団体と 連携

東京建築士会等の
相談窓口

日本免震構造協会 相談

＜無料＞

※ 評価住宅でも保険付き住宅でもない住宅に関する所有者以外の相談者からの相談は、「住宅以外の建築物に関する相談」と同一の対応となる。